

事務局説明資料
(金融審議会 金融制度スタディ・グループ関係)

2019年3月4日

目次

I	金融審議会 金融制度スタディ・グループの概観	2
II	情報と金融機関	4
III	決済の横断法制	10
IV	プラットフォームへの対応	19
V	参考資料	21

金融審議会 金融制度スタディ・グループの概観

金融審議会 金融制度スタディ・グループの概観

諮問（平成29年11月16日金融審議会総会）

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

開催状況・審議テーマ

平成29事務年度

- 第1回（11月29日）：機能別・横断的な金融規制の検討の必要性
- 第2回（12月15日）：金融の「機能」の分類
- 第3・4回（1月17日・2月9日）：金融の各「機能」において達成されるべき利益の整理
- 第5回（3月2日）：達成されるべき利益の実現のために取られるべき「規制」の態様
- 第6回（3月27日）：商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備のあり方
- 第7回（4月19日）：業務範囲規制やセーフティネット等の考え方と機能別・横断的な規制体系
- 第8・9回（6月6日・18日）：中間整理

平成30事務年度

- 第1回（9月25日）：情報の適切な利活用
- 第2回（10月25日）：中間整理に関するヒアリング
- 第3回（11月9日）：決済の横断法制①
- 第4回（12月6日）：情報と金融機関①
- 第5回（12月20日）：情報と金融機関②、プラットフォームへの対応①
- 第6回（1月10日）：情報と金融機関③
- 第7回（1月31日）：決済の横断法制②

中間整理の主なポイント

- ITの進展等により、さまざまな主体が、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）する動きや、複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大。
- 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る。
- 金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することが重要。

当面の審議テーマ

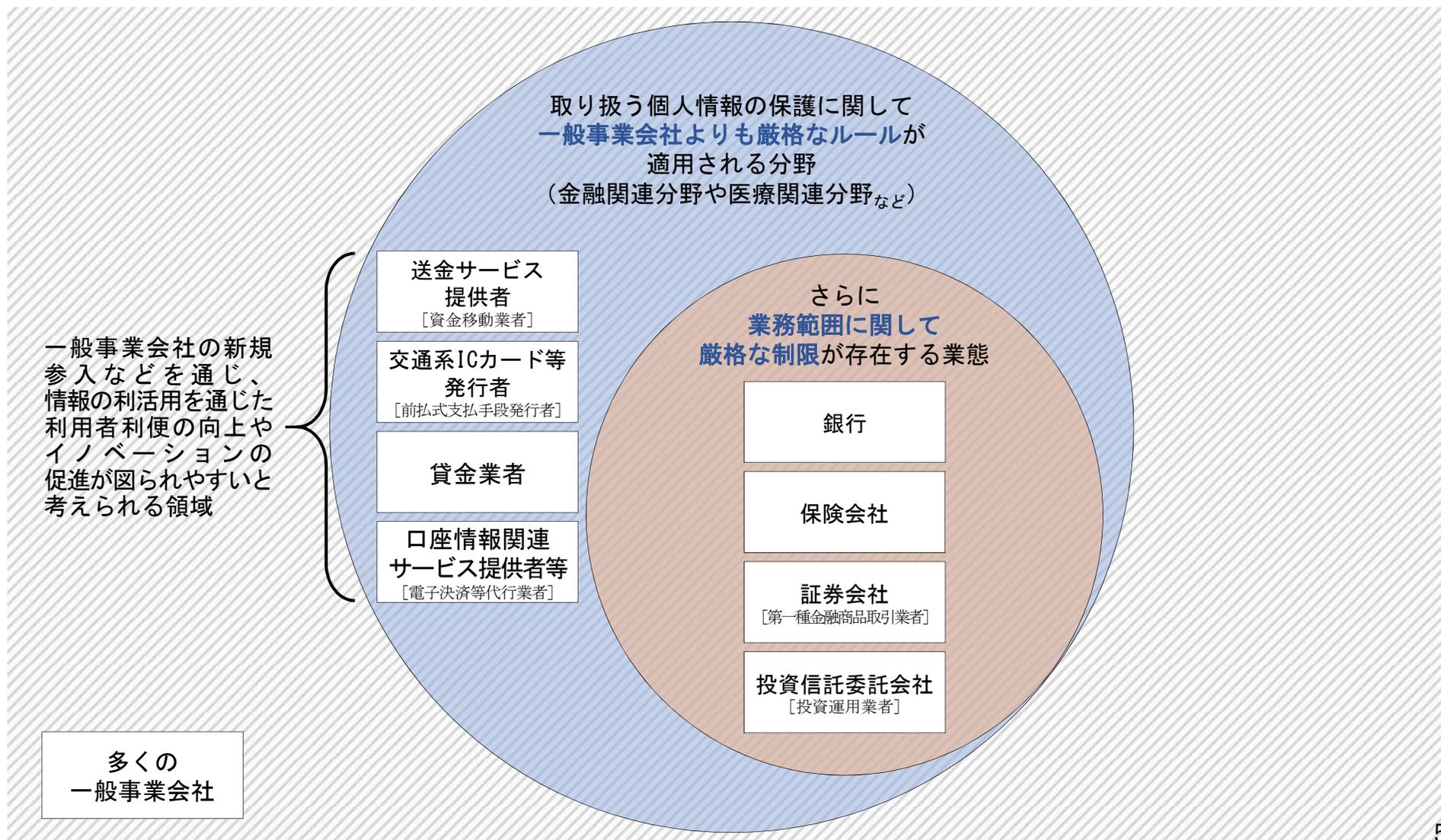
- デジタルイノベーションが加速的に進展し、情報の利活用が金融サービスのあり方に大きな影響を与えつつある中、当面、情報の利活用に関連する（1）情報の適切な利活用、（2）決済の横断法制、（3）プラットフォームへの対応、（4）銀行・銀行グループに対する規制の見直しの論点から、事業者ヒアリングを行いつつ、検討。

情報と金融機関

金融業をめぐる情報関連規制と業務範囲規制の概観

- **金融分野**については、個人情報保護法令上、**一般事業会社よりも厳格なルール**が適用される。また、**銀行や保険会社**などについては、別途、業法上、**業務範囲**に関して**厳格な制限**が存在する。
- 情報の利活用を通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進について考える際は、これらの点に留意する必要がある。

金融業をめぐる個人情報の保護に関するルールと業務範囲に関する制限（イメージ）



情報の取扱いに関するルールの概観

- 金融機関に適用される情報の取扱いに関するルールは、①個人情報保護法に基づくものと、②業法等に基づくもの、に大別される。
- 金融機関に対しては、情報の取扱いに関して、多くの一般事業会社よりも厳格なルールが適用される。

金融機関と一般事業会社の比較

個人情報保護法に基づくもの	金融関連や医療関連など一部の分野に適用される追加ルール	金融分野における安全管理措置等についての実務指針 金融分野の事業者が個人データの安全管理を行う上で講ずべき措置の詳細	
		金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 個人情報を取り扱う金融分野の事業者が遵守すべき追加義務等	
	個人情報保護法に基づくもの	個人情報保護法ガイドライン 個人情報保護法令の解釈や事例等	
		個人情報保護法 個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務等	
業法等に基づくもの	業法の規定や監督上の対応	金融関連法令や監督指針における情報の取扱いに関するルール	業種・業態によってはルールが存在する
	業界等による自主ルール等	金融情報システムセンター（FISC）安全対策基準 ^{など}	業種・業態によってはルールが存在する
		金融機関	【参考】 一般事業会社 （金融関連や医療関連など一部の分野（特定分野）以外）

業務範囲に関する制限

- 金融業のうち銀行や保険会社などについては、規制上、業務範囲に関して厳格な制限が課されている。
- これらの業態は、**他の業態（一般事業会社や金融業のうち業務範囲に関する制限が少ない業態）と比較して、情報の利活用を通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進が進みにくい**のではないかと指摘がある。

銀行や保険会社などの業務範囲に関する制限

	銀行	保険会社	証券会社 [第一種金融商品取引業者]
いわゆる 固有業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金の受入れ ・ 資金の貸付け ・ 為替取引 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第10条（第1項）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の引受け <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第97条]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の売買 ・ 有価証券の売買の媒介・取次ぎ ・ 株式・国債等の引受け <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第28条]</p>
いわゆる 付随業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の保証 ・ 国債等の引受け ・ 両替 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第10条（第2項）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の保証 ・ 国債等の引受け <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第98条]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の貸借・その媒介 ・ 信用取引に付随する資金の貸付け <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第1項）]</p>
その他の業務	<p>[他業証券業等]（固有業務遂行を妨げない限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託の販売 ・ 投資助言業務 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第11条]</p> <p>[他業の禁止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の業務は、他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない <ul style="list-style-type: none"> - 信託業務 - 確定拠出年金運営管理業 <p style="text-align: center;">[銀行法第12条]</p>	<p>[他業証券業等]（固有業務遂行を妨げない限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託の販売 ・ 投資助言業務 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第99条]</p> <p>[他業の禁止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の業務は、他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない <ul style="list-style-type: none"> - 自動車損害賠償保障事業関連業務 - 確定拠出年金運営管理業 <p style="text-align: center;">[保険業法第100条]</p>	<p>[届出業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の貸付け（貸金業） <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第2項）]</p> <p>[他業の承認]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務（例えば以下【実例】）を営むことができる <ul style="list-style-type: none"> - 商品現物の取引・その媒介 - 確定拠出年金運営管理業 <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第4項）]</p>

金融機関による情報の利活用の範囲の変化

- 銀行や保険会社などによる情報の利活用の範囲は、これまでも、時代とともに変化・拡大してきた。
- 今後も、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に、情報の利活用の範囲が適切に変化・拡大し、結果として利用者利便の向上やイノベーションの促進につながっていくことが期待される。

情報の利活用の範囲の変化（イメージ）



背景

- 近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展。一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れ。
- こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、(1) 情報に関連するルールのあり方、(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方、が考えられる。

(1) 情報に関連するルールのあり方

- 情報の適切な取扱いの確保は金融分野において重要。
- スタディ・グループにおいても、様々な意見。
 - 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
 - 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか
- 他方、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、**分野横断的な検討が必要**。



- 情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、**関係者において、適切な対応が進められていくことを期待**。

(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

- 利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきている。**業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等**（注1）についても、**社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当**。
（注1）業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。



- ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要。

- **銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等（本体）**について、さしあたりは、**保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認めることが適当**。
- また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない**保険会社**について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、**銀行業高度化等会社**（注2）に**相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当**。

（注2）情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能。

- （情報の利活用に係るもの以外の）業務範囲規制のあり方については、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で引き続き検討。

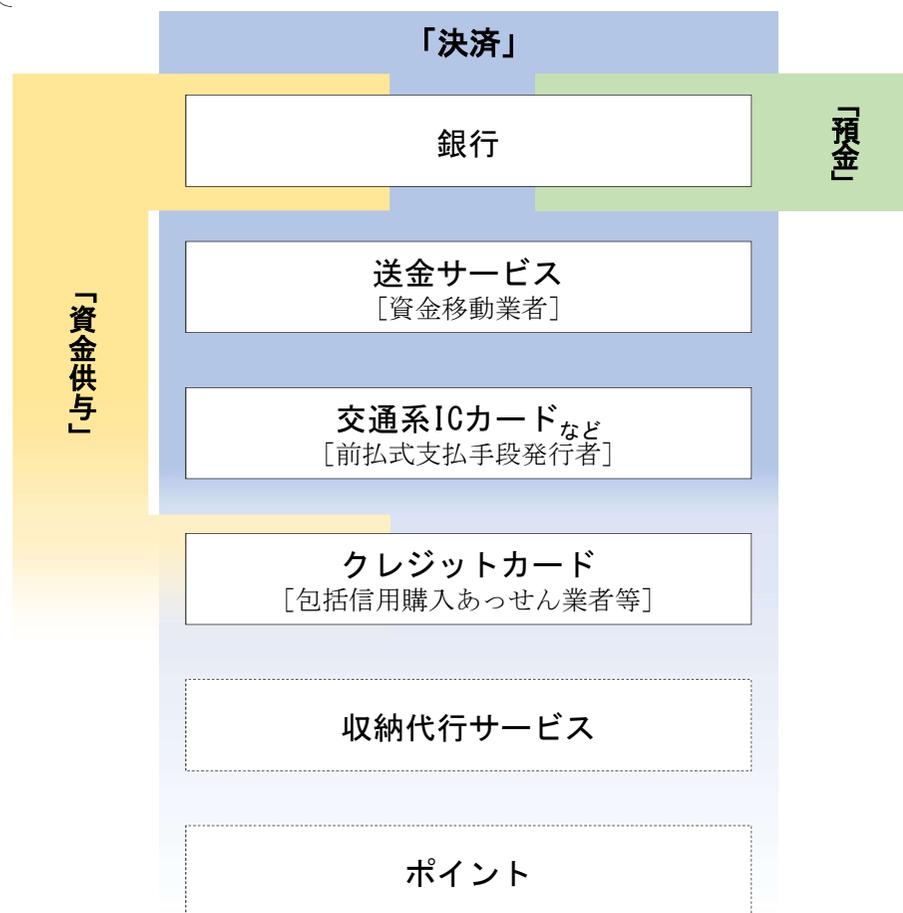
決済の横断法制

「決済」分野の検討の概観

- 様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が、過不足なく適用される法制の整備を検討。
- これを通じて、イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進していく。

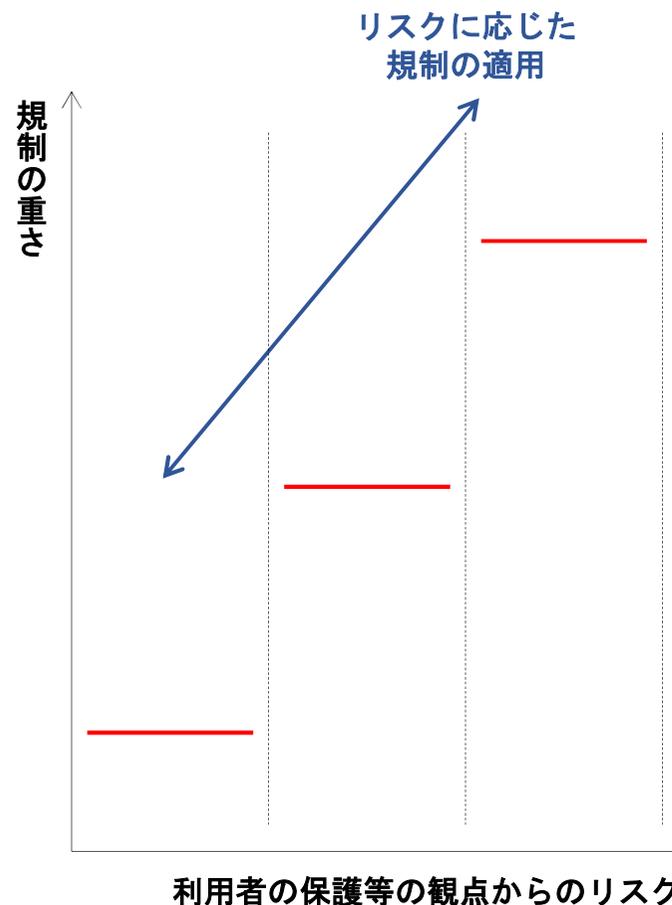
「規制の横断化」のイメージ

柔軟な「決済」サービス提供の障壁となる**規制の縦割構造を解消**するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによる**アービトラージを防ぐ**。



「規制の柔構造化」のイメージ

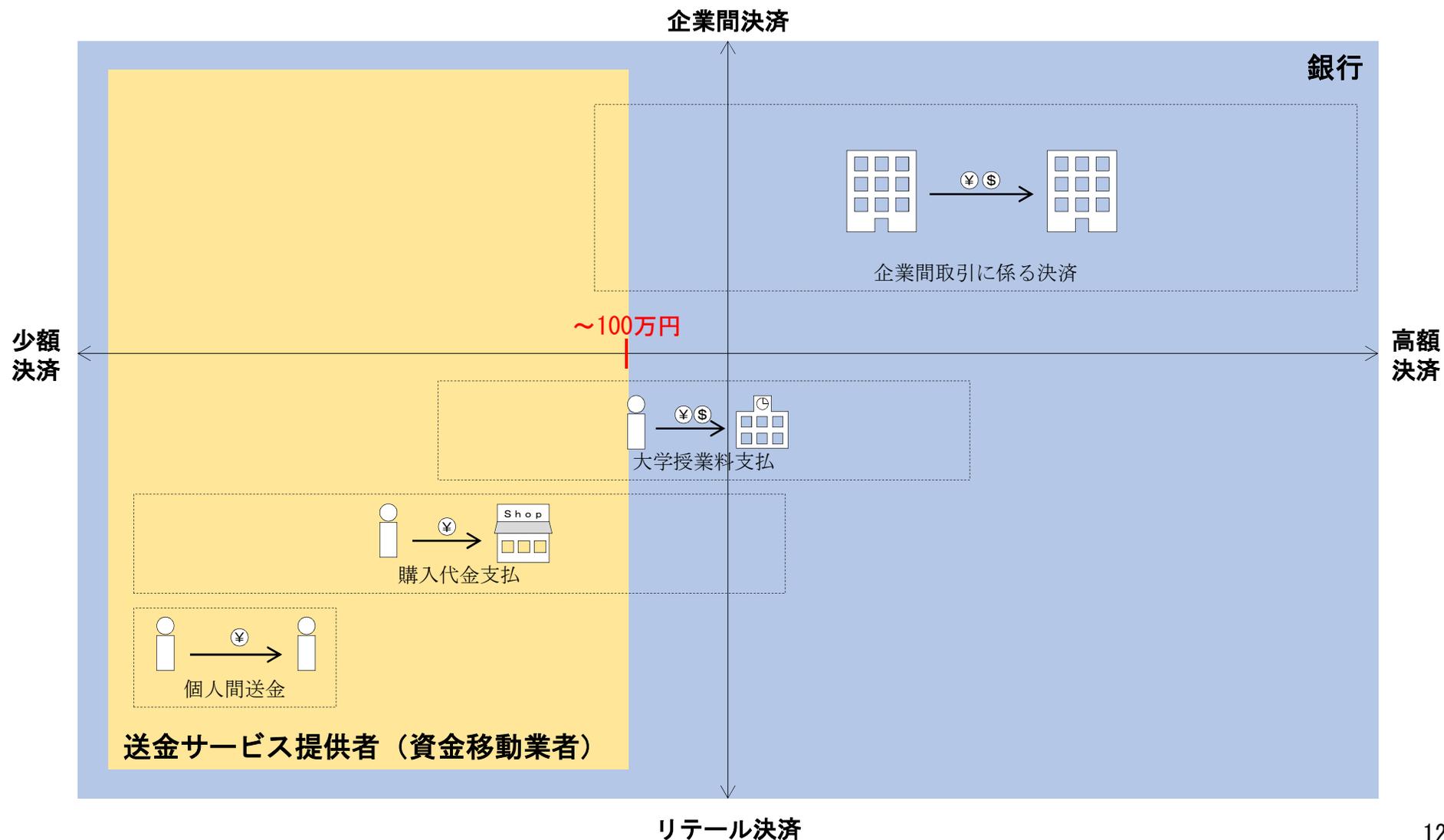
「決済」サービスの規模や態様によって異なる、利用者の保護等の観点からのリスクに応じた**規制を適用**する。



多様な「決済」ニーズと銀行・送金サービス提供者（資金移動業者）

- 規制の柔構造化のテーマの1つに、送金サービス提供者（資金移動業者）の取扱上限額規制がある。
- 厳格な業務範囲規制・財務規制、セーフティネットが存在する銀行は、取扱可能な「決済」の範囲に制限がない。一方、送金サービス提供者（資金移動業者）は、1回100万円以下の「決済」のみ取り扱うことができる。

多様な「決済」ニーズ（イメージ）



銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（1）

		銀行	送金サービス提供者 (資金移動業者)	【参考】 英国の送金サービス提供者 (payment institution)
参入形式		免許制	登録制	認可制 (authorisation)
取扱可能な「決済」の範囲		制限なし	1回100万円以下に限る	制限なし
利用者資金の滞留		制限なし (預金)	制限なし 出資法との関係で送金に関連した資金のみ滞留することとなるが、資金決済法においてその取扱いに関する明文の制約はない	① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可 ② 利用者資金は、運用・技術上必要とされる以上の期間保持されるべきでない
破綻リスクの低減	財務	① 最低資本金 (20億円) ② 自己資本比率基準 ③ 早期警戒制度・早期是正措置	特になし 「適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」	自己資本額 12.5万ユーロ (約1,600万円) 以上
	業務範囲	固有業務・付随業務・ 他業証券業・法定他業に限定	特になし 他に行う事業が公益に反しないこと	特になし 他に行う事業に係る法令に従うこと
破綻時の対応 (利用者資金の保全)		○ 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度 (公的セーフティネット) ○ 原則1,000万円まで (決済債務は全額) 保護 ○ 名寄せの準備義務	供託等義務 ある1週間の最高要履行保証額の全額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	保全義務 ① (受入日の翌営業日末を超え保持する場合) 分別管理の上、銀行預金もしくは当局が承認した安全資産への投資 ② 保険・保証

(その他諸外国における最近の動向)

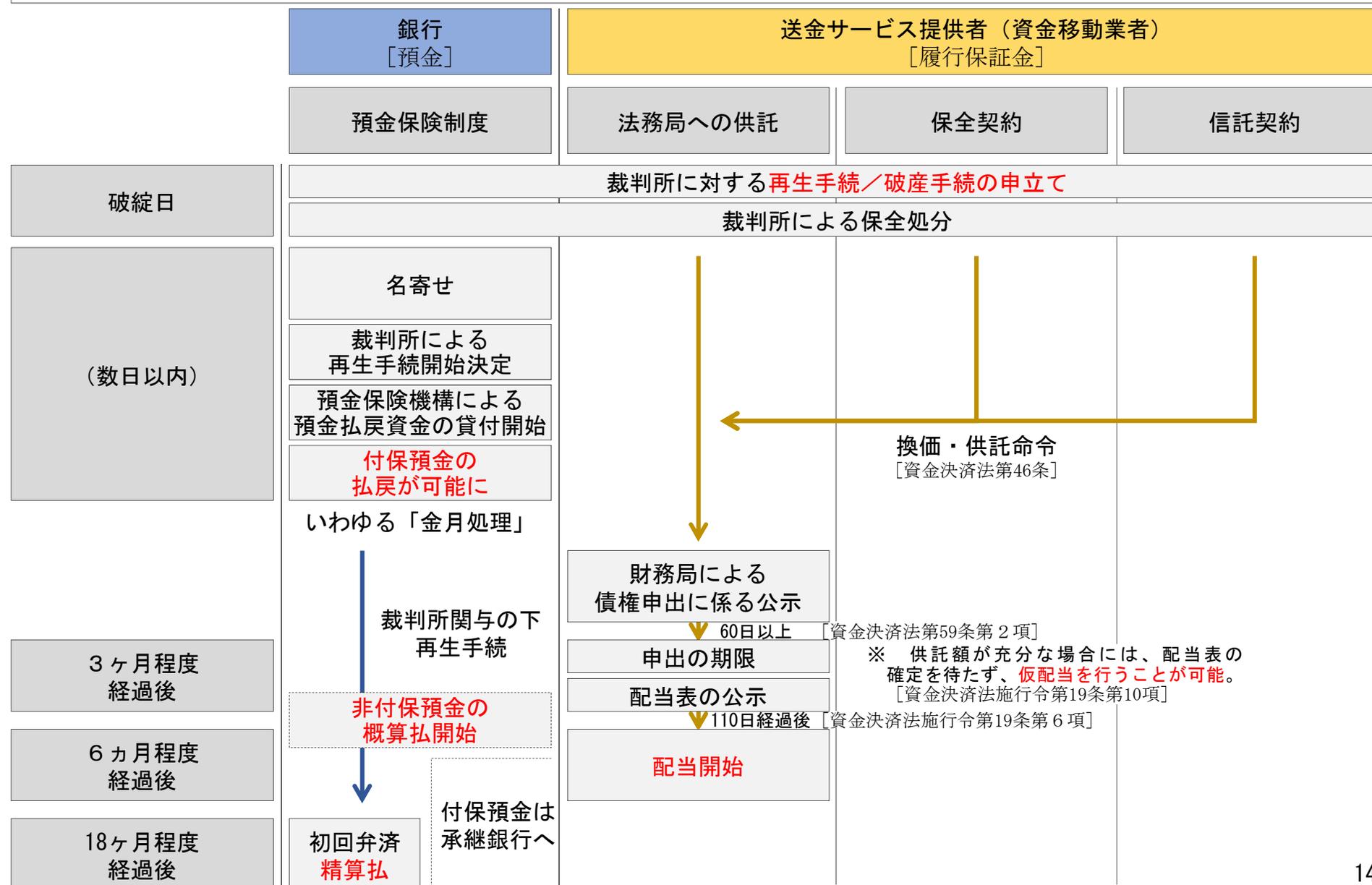
【米国】2018年7月、通貨監督庁 (OCC) は、フィンテック企業による特別目的国法銀行 (special purpose national bank) 免許の申請受付を開始する旨を公表。免許の対象業務は、①貸付、②“小切手支払関連”、であり、預金は除かれている。このうち“小切手支払関連”の具体的な内容は、今後実際に免許を取得するフィンテック企業が増えることで明らかになるものと考えられる。

【シンガポール】2017年11月、シンガポール通貨監督庁 (MAS) は、決済サービス (payment services) 法案【第2次市中協議案】を公表。同法案は2019年1月14日に議会を通過したところであり、下位規範は整備されていない。

【中国】2018年6月、中国人民銀行 (PBOC) は、送金サービスの提供者に対し、中国人民銀行に預託すべき支払準備金の比率を2018年7月より段階的に引き上げ、2019年1月には100%とする旨の通知を发出。

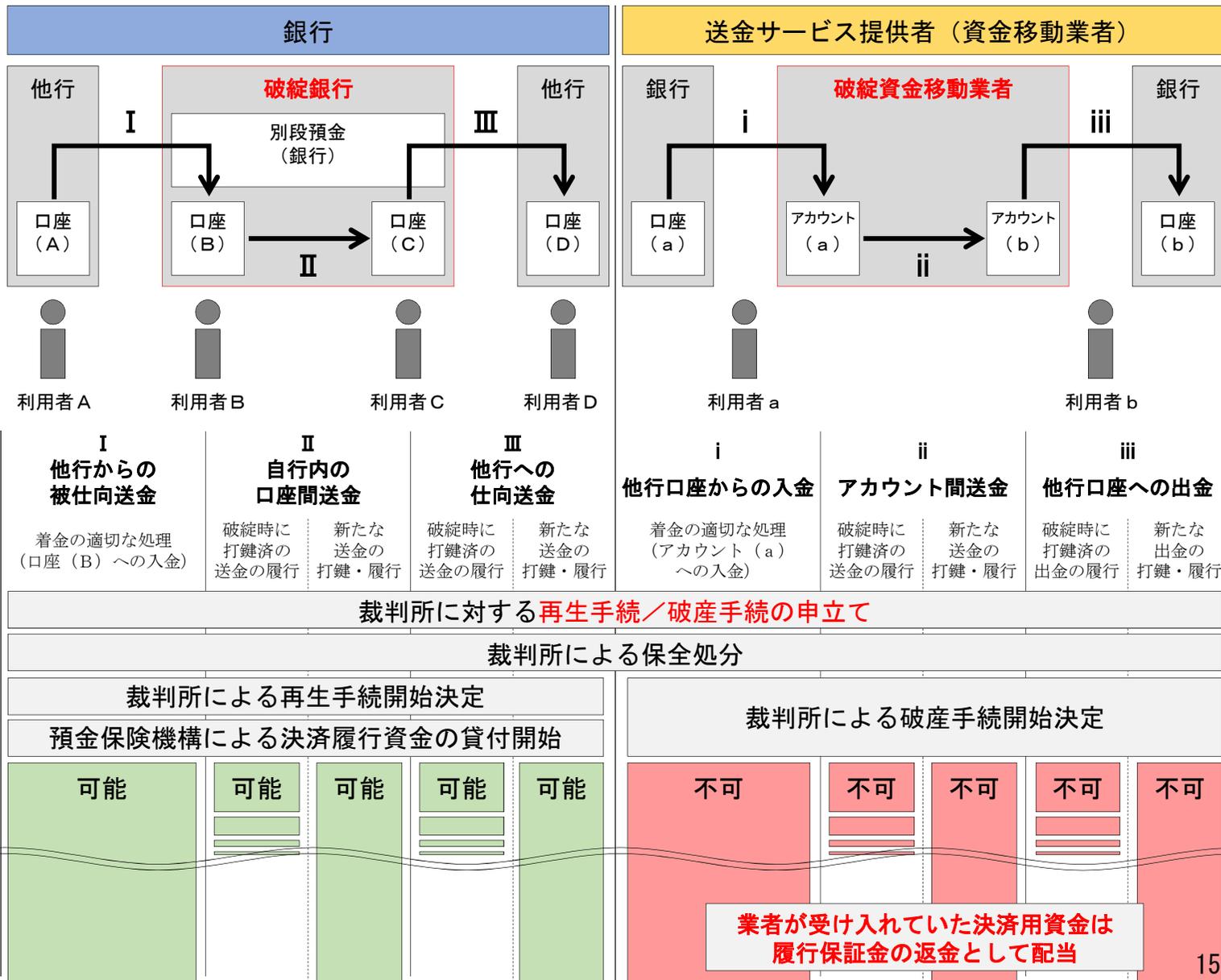
銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（2）

- 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度が整備されている銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）では、破綻から利用者資金の払戻・配当までに要する時間などに大きな差が存在。



銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（3）

- 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度が整備されている銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）では、破綻時に仕掛中であった「決済」の履行に関して大きな差が存在。



資金移動業者の実態：登録業者の数

参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 2010年4月に施行された「資金決済に関する法律」に基づく登録を受けた資金移動業者は、現在64業者。
- ビジネスモデルは多種多様であり、例えば、①主として電子商取引（EC）サイトにおける決済に関するサービスを提供する業者もあれば、②主として外国送金に関するサービスを提供する業者もある。

資金移動業者登録一覧（2018年12月31日時点）

所管	登録年月日	資金移動業者名
北海道財務局	2012年12月12日	株式会社ジャックス
関東財務局	2010年4月1日	トラベックスジャパン株式会社
	2010年4月1日	楽天株式会社
	2010年6月11日	株式会社ウニードス
	2010年7月30日	ジャパンマネーエクスプレス株式会社
	2010年11月15日	トランスリミッタンス株式会社
	2010年12月7日	SBIレミット株式会社
	2011年3月1日	Queen Bee Capital株式会社
	2011年4月11日	Speed Money Transfer Japan株式会社
	2011年5月18日	株式会社NTTドコモ
	2011年5月30日	株式会社クレディセゾン
	2011年6月21日	NTTスマートトレード株式会社
	2011年7月26日	ブラステル株式会社
	2011年9月12日	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
	2011年11月16日	株式会社シースクエア
	2011年12月7日	株式会社I-REMIT JAPAN
	2012年2月8日	日本ゲームカード株式会社
	2012年2月15日	株式会社Y&W
	2012年2月17日	株式会社マネーパートナーズ
	2012年2月27日	株式会社デジタル
	2012年3月28日	株式会社ジャパンレミットファイナンス
	2012年6月25日	CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社
	2012年8月1日	PayPal Pte. Ltd.
	2012年10月4日	ウェルネット株式会社
	2012年11月16日	株式会社ヒューマントラスト
	2012年12月21日	株式会社フォレックスジャパン
	2013年2月26日	株式会社イーコンテクト
	2013年6月17日	Unimoni株式会社
	2013年6月26日	株式会社Cashwell Asset Management
	2013年8月30日	株式会社N&P JAPAN
	2013年10月11日	メトロレミッタンスジャパン株式会社
2014年8月29日	Credorax Japan株式会社	

所管	登録年月日	資金移動業者名	
関東財務局	2014年10月1日	LINE Pay株式会社	
	2014年11月26日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	
	2015年2月6日	株式会社海外送金ドットコム	
	2015年8月18日	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	
	2015年8月18日	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	
	2015年12月2日	BDOレミットジャパン株式会社	
	2015年12月14日	ヤフー株式会社	
	2016年4月21日	GMOイブシロン株式会社	
	2016年5月16日	株式会社デジタルワレット	
	2016年6月23日	ペイオニア・ジャパン株式会社	
	2016年11月30日	WorldRemit Ltd.	
	2017年2月10日	FSR Holdings株式会社	
	2017年4月5日	ワールドファミリー株式会社	
	2017年7月3日	松井証券株式会社	
	2017年10月5日	株式会社pring	
	2017年10月5日	ペイセイフ・ジャパン株式会社	
	2017年11月21日	株式会社アジアンネット	
	2017年11月28日	株式会社ウェブマネー	
	2017年12月7日	株式会社C&B	
	2018年1月17日	Solomon Capital Japan株式会社	
	2018年3月14日	株式会社KABAYAN INTERNATIONAL	
	2018年3月22日	株式会社メルベイ	
	2018年4月23日	株式会社セブン・ペイメントサービス	
	2018年6月12日	CURFEX JAPAN株式会社	
	2018年7月26日	REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社	
	2018年7月27日	株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE	
	2018年8月15日	JALペイメント・ポート株式会社	
	2018年10月2日	ホワイトカード株式会社	
	2018年12月25日	株式会社エムティーアイ	
	東海財務局	2011年2月1日	株式会社電算システム
	北陸財務局	2012年6月15日	株式会社ディコミュニケーションズ
	近畿財務局	2015年6月19日	株式会社アプラス

資金移動業者の実態：1件あたりの送金額

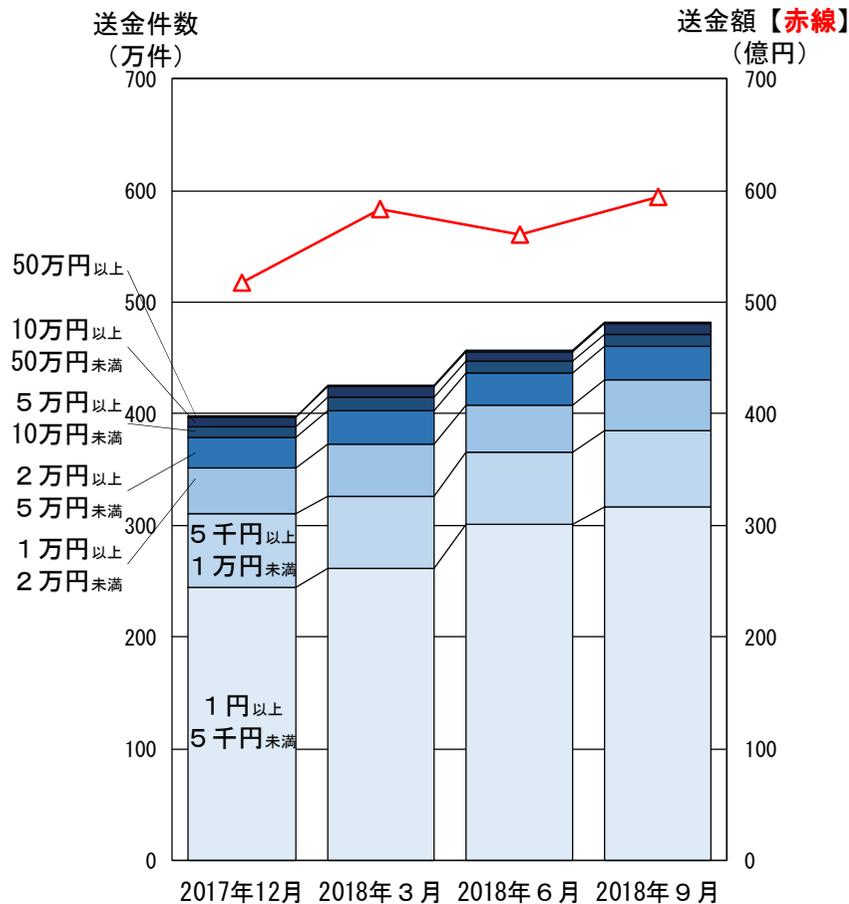
参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数を検証したところ、①1件あたり50万円未満の送金がほとんどであり、②特に、1件あたり5千円未満の少額の送金が過半を占めていることが確認された。

計数の提供を受けた資金移動業者8社の月間の送金件数と送金額

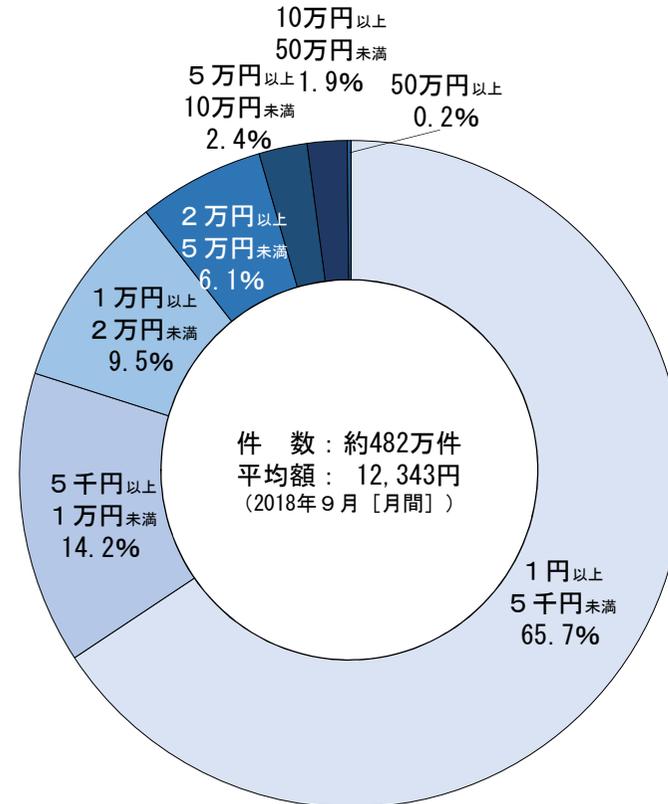
以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は8社合計の計数。

計数の提供を受けた資金移動業者8社の送金額の分布

以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は8社合計の計数。

資金移動業者の実態：利用者資金の残高

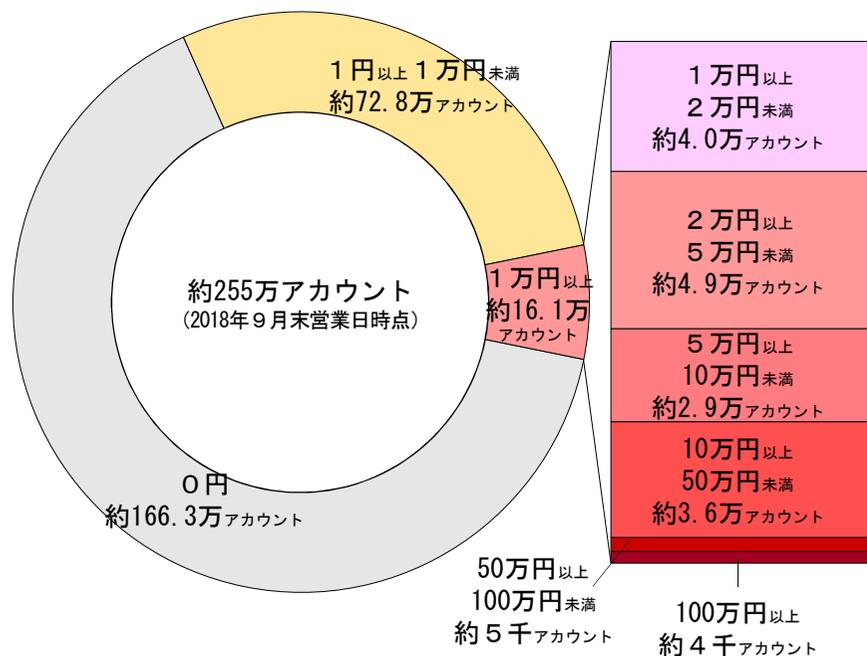
参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 計数の提供を受けた資金移動業者のアカウント計約255万の中には、利用者資金残高が、①1万円以上のアカウントが約16万、②100万円以上のアカウントが約4千存在。また、10億円以上のアカウントも存在。
- 1アカウントあたりの入金上限額を設定していることが確認できる資金移動業者は、登録業者64業者中15業者。

計数の提供を受けた資金移動業者7社の利用者資金残高の分布

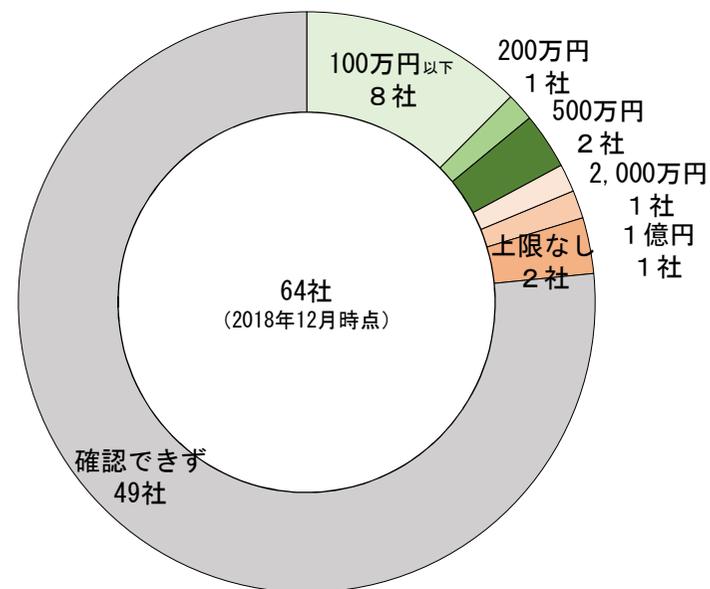
以下は、未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※財務局に提出された業務報告書記載の未達債務額上位の資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。 ※上記は7社合計の計数。

1アカウントあたりの入金上限額の分布

以下は、財務局に提出された登録簿及び各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき作成した図表である点に留意する必要がある。



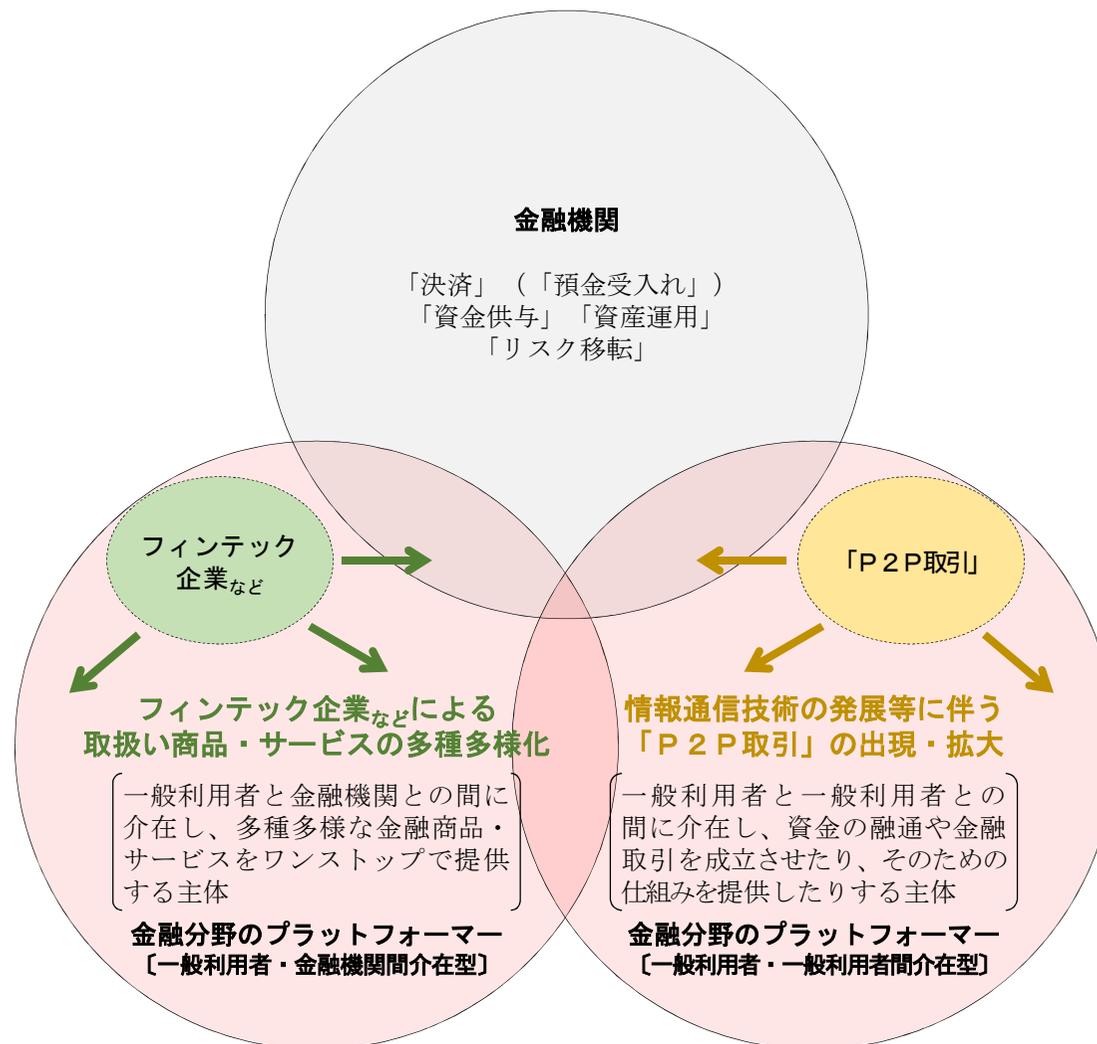
※財務局に提出された登録簿及び各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき金融庁作成。 ※個人向け、法人向けの別を問わず、サービスの内容等により上限額に差を設けている場合はいずれか高い額を記載し、上限がない旨を明記している場合は「上限なし」と記載。

プラットフォームへの対応

プラットフォームへの対応に係る検討の全体像

- 「プラットフォーム」には確立した定義が存在せず、現状、様々な場において、様々な議論がなされている。
- 「金融制度スタディ・グループ」においては、金融分野のプラットフォームを以下の通り類型化した上で検討を進めていくことが考えられる。

プラットフォームへの対応に係る検討の全体像（イメージ）



参考資料
〔未来投資会議関係〕

第19回 未来投資会議(平成30年10月5日)
「成長戦略の方向性(案)」(内閣官房日本経済再生総合事務局作成)(抜粋)

2. フィンテック／キャッシュレス化

◆ 以下の項目等について検討

- 個人・事業者がより便利な条件で商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、新規事業者の参入を促進
- 支払／決済を意識せずにモノ・サービス受領が行われるキャッシュレス社会(あるいは、ペイメントレス社会)の実現に向けて以下を実施

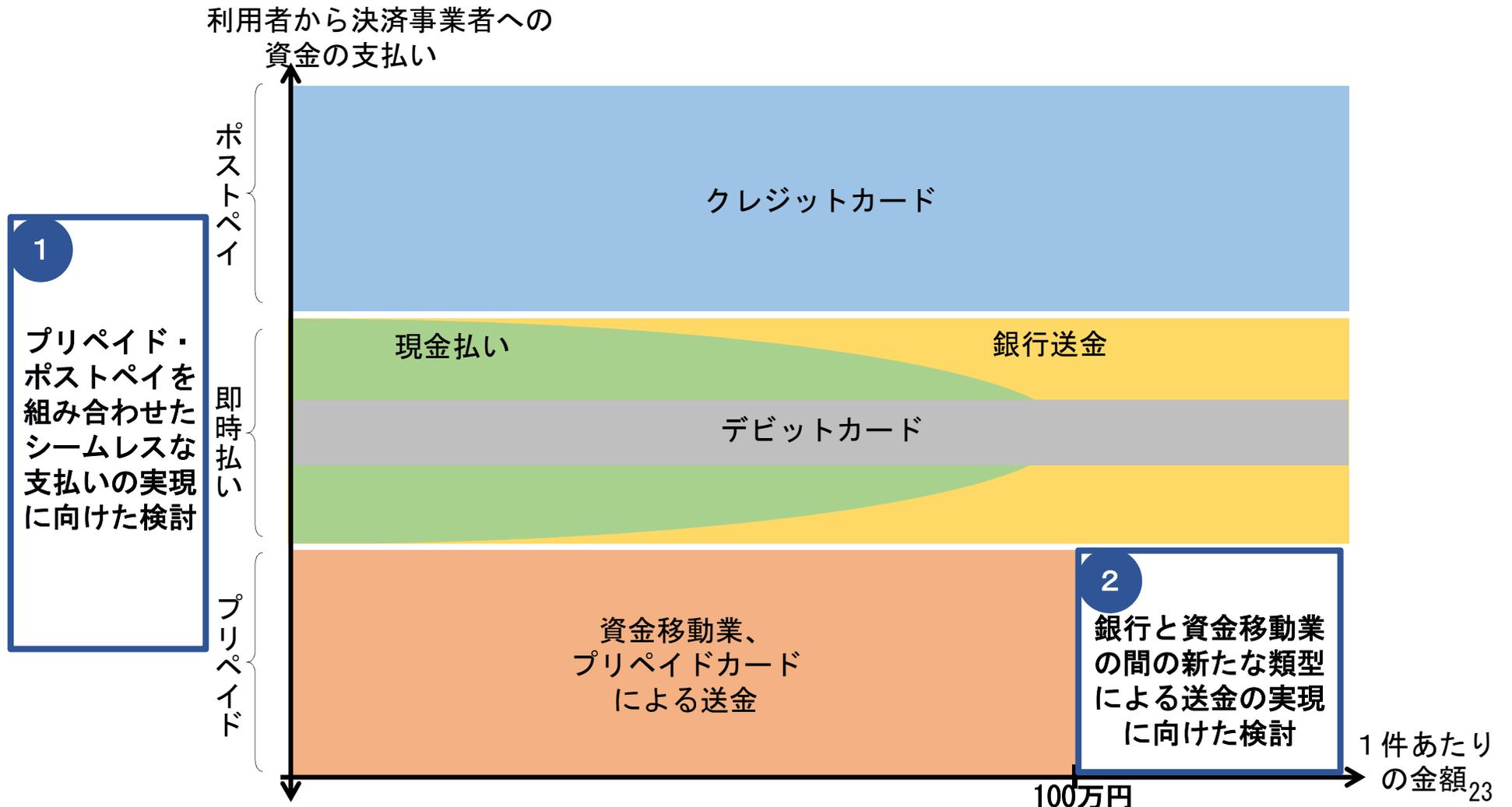
(略)

－ 銀行を経由しない送金の容易化

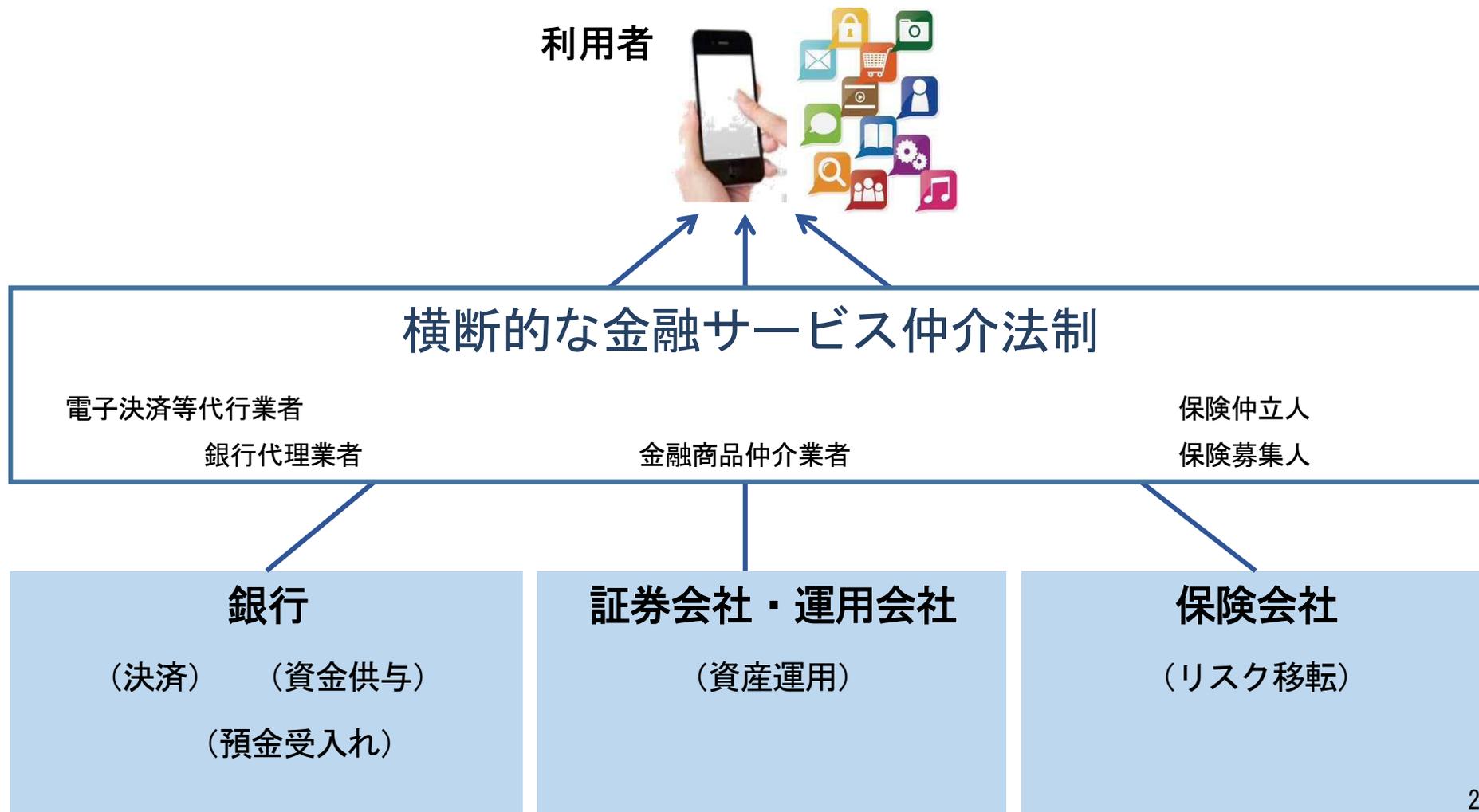
- 個人間で、スマホ一つで簡単に送金できるよう、銀行を介さないでもスムーズに送金できるよう制度的障害を取り除く(具体的には「資金移動業」の規制(送金上限100万円)を含む金融法制を見直すことで、個人や中小企業が銀行ATMの利用よりも安価でかつWEB上等で送金が可能になる)。

(略)

- 「決済」分野について横断化・柔構造化を図る。
 - ①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払いの実現
 - ②銀行と現行の資金移動業の間の新たな類型による幅広い金額の送金の実現
- これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現。



- 金融サービスの仲介について、機能・リスクに応じた必要な利用者保護は確保しつつ、**様々な金融サービスを横断的に提供することを可能とする「横断的な金融サービス仲介法制」**の実現に向け検討。
- これにより、個々の利用者が、スマートフォンなどを活用し、**様々な金融サービスの中から自らのニーズにあったものを選択しやすくし、金融サービスの「質」をめぐり競争を促進。**



第23回 未来投資会議(平成31年2月13日)発言(抜粋)

麻生金融担当大臣

金融担当大臣に就任以来、「金融育成庁」として、利用者保護等と同時にイノベーションを促進する環境作りに取り組んでおり、その一環として機能別・横断的な法制の検討に取り組んでいる。

まずは、新しいサービスが続々と提供されている一方で、法制は縦割り構造が特に甚だしい「決済」分野について、横断化・柔構造化を進めていきたい。

例えば、スマートフォンで少額を中心にプリペイド(前払い)とポストペイ(後払い)を組み合わせたシームレスで便利な支払いができるよう、法制の検討をしていきたい。

また、高額・企業間の決済は、決済の確実な履行の確保が重要であるため、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討をしていきたい。

もう1つ、金融商品・サービスも、インターネットなどを活用して、商品の特徴や価格について比較検討を行い、自分にあったものを選ぶ時代になりつつある。

金融特有の機能・リスクに応じた必要な利用者保護は確保しつつ、銀行・証券・保険といった金融サービスについて、利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とするよう、「横断的な金融サービス仲介法制」の実現に向けた検討をしていきたい。

安倍内閣総理大臣

現在の銀行、サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者などによる柔軟なサービス提供の障害となっている。決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する法案の提出を検討したいと考える。